

第四次滋賀県廃棄物処理計画（骨子案）について

計画の趣旨等

- 現行の第三次計画（H23～H27）が終期を迎える。
- 本県の廃棄物処理および資源循環に関する対策を総合的に推進するための計画。
- 廃棄物処理法に基づく法定計画。
- 計画期間：平成28年度～平成32年度までの5年間

現状と課題

（１）第三次計画（現行計画）の達成状況

<一般廃棄物の減量に係る目標>

		実績値								目標値	達成状況
		H16	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	
1人1日あたり ごみの排出量	g/人・日	1,007	938	918	896	887	892	895	—	910	達成
1人1日あたり 最終処分量	g/人・日	144.7	110.1	106.7	102.6	97.9	96.8	96.5	—	95.0	未達成

<産業廃棄物の減量に係る目標>

		実績値								目標値	達成状況
		H16	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	
最終処分量	万t	14.6	11.2	9.6	8.7	9.0	8.5	7.9	—	10	達成

<その他取組に係る目標>

		実績値								目標値	達成状況
		H16	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	
マイバッグ持参率	%					49	51.6	89.2	89.6	80%	達成
電子マニフェスト 普及率	%		17.0	24.0	27.5	32.6	36.8	39.6	—	50%	未達成
定点観測による 散在性ごみ個数	個	27	16	12	14	15	16	11	13	12.6個	未達成
産業廃棄物の 不法投棄に係る解決率	%	70.7	69.9	80.3	75.6	77.8	86.4	89.1	88.7	80% 以上	達成

（２）主な課題

- 「食品ロス」（食べられるのに廃棄されている食品）は、国全体で約642万tと推計。本県でもこの削減に向けた取組が必要。
- マイバッグ持参率（レジ袋辞退率）は89.6%（H26末）となり、第三次計画の目標（80%）は達成したが、食品関連売場以外での取組やレジ袋以外の容器包装削減の取組が課題。
- リユース（物を廃棄せずに再使用）は、廃棄物の発生量・焼却量・処分量の削減に寄与するものであり、リユースをより一層促進する取組が必要。
- 引き続き廃棄物処理施設の監視指導や、不法投棄に対する監視取締および未然防止対策等の徹底が必要。
- 産廃の最終処分量（処理後の埋め立て量）の4割が県内唯一の管理型産業廃棄物処分場であるクリーンセンター滋賀に依存。
- 東日本大震災時等をはじめとする災害での知見を踏まえ、災害時に発生する「災害廃棄物」の処理への備えが必要。

取組に向けた基本的な考え方

- 多様な主体が廃棄物に係る諸課題を「自分ごと」と捉え、適切な役割分担のもと、連携・協働して取組を推進
- より一層のごみ減量と温室効果ガスの削減も含めた環境負荷の低減に向けた2R（リデュース・リユース）の取組強化およびリサイクルの推進
- 県民の安全・安心を支える廃棄物の適正処理の推進

主な施策の方向性

（１）2R（リデュース（発生抑制）・リユース（再使用））の推進

【一般廃棄物のリデュース】食品ロス削減、容器包装削減、事業系一般廃棄物の削減 等

【産業廃棄物のリデュース】産廃発生抑制に係る研究開発・施設整備促進、排出事業者への啓発 等

【リユース】リユース推進に係る普及啓発 等

（ポイント）

- ・家庭や事業者から排出される「食品ロス」の削減に新たに取り組めます。
- ・リユース施策の充実強化（市町における取組の充実化、普及啓発の充実化）に取り組めます。

（２）リサイクルの推進

【一般廃棄物】紙ごみ等の分別の徹底、多様な回収ルート（集団回収、店頭回収）の確保 等

【産業廃棄物】事業者等への普及啓発、リサイクル認定製品の利用推進、
産廃資源化に係る研究開発・施設整備

【各種リサイクル制度】小型家電リサイクル制度に係る普及啓発 等

（ポイント）

- ・分別の徹底やスーパー等での店頭回収の周知、リサイクル認定製品の利用推進に取り組めます。
- ・小型家電リサイクル制度に係る普及啓発に取り組めます。

（３）廃棄物の適正処理の推進

【一般廃棄物】最終処分量抑制、処理施設の整備（省エネ・創エネ等に配慮した施設整備）、
処理施設の監視指導、最終処分場の確保 等

【産業廃棄物】最終処分量抑制、排出事業者に対する指導・普及啓発、PCB廃棄物の期限内処理、
公共関与による最終処分場の確保（クリーンセンター滋賀等）、処理施設の監視指導、
不法投棄対策、旧RD最終処分場に係る対策工事等の実施 等

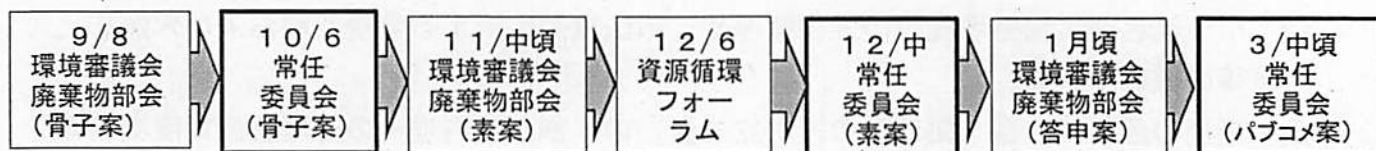
【災害廃棄物】災害廃棄物処理体制の構築（県災害廃棄物処理計画の策定等） 等

（ポイント）

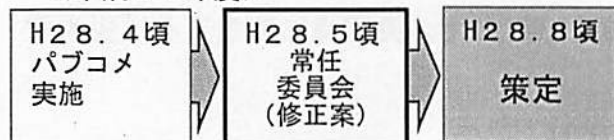
- ・産廃の適正処理に向けて、公共関与による最終処分場の確保やPCB廃棄物の期限内処理に取り組めます。
- ・引き続き廃棄物処理施設への監視指導や不法投棄対策を徹底します。
- ・災害廃棄物処理体制の充実強化に向けて、災害廃棄物処理計画の策定等に取り組めます。

策定に係るスケジュール

＜平成27年度＞



＜平成28年度＞



第四次滋賀県廃棄物処理計画（骨子案）

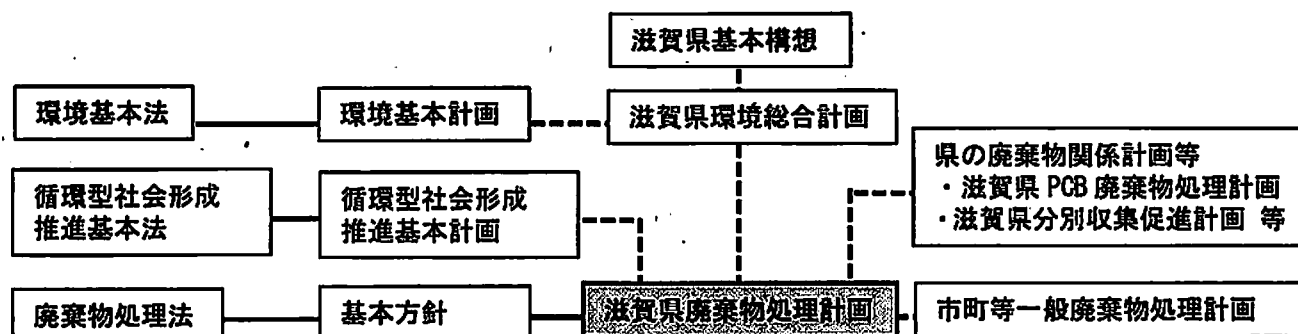
1. 計画の趣旨等

（1）計画策定の趣旨

- 現行計画（第三次滋賀県廃棄物処理計画（H23～H27））が終期を迎えることから、これまでの廃棄物処理の状況や第三次計画の達成状況、関係政策の動向等を踏まえて見直し、策定するもの。

（2）計画の位置づけ

- 廃棄物処理法第5条の5に基づき定める計画。



（3）計画期間

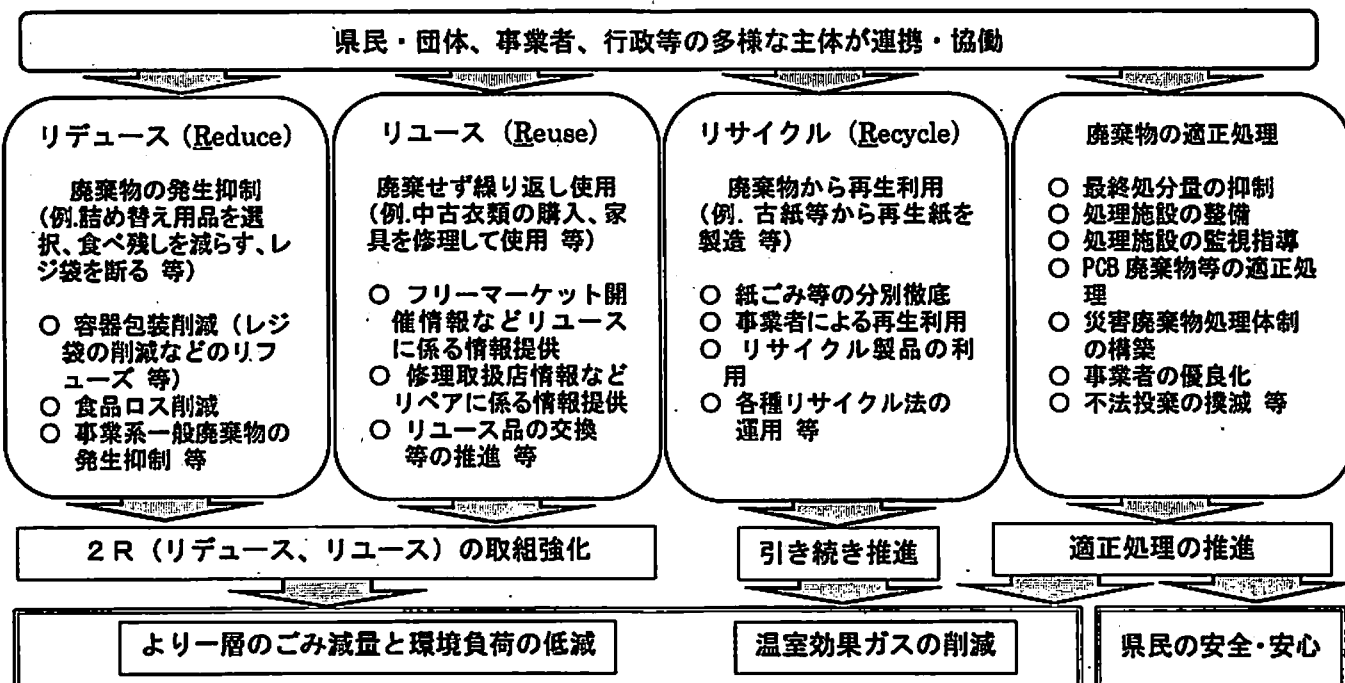
- 計画期間は、平成 28 年度（2016 年度）から平成 32 年度（2020 年度）までの 5 年間。

（4）計画の対象とする廃棄物

- 全ての一般廃棄物および産業廃棄物

2. 基本的な考え方

- 多様な主体が廃棄物に係る諸課題を「自分ごと」と捉え、適切な役割分担のもと、連携・協働して取組を推進
- より一層のごみ減量と温室効果ガスの削減も含めた環境負荷の低減に向けた 2 R（リデュース・リユース）の取組強化およびリサイクルの推進
- 県民の安全・安心を支える廃棄物の適正処理の推進



3. 計画の目標

(1) 目標設定の考え方

- 計画期間内に実現を図るべき主要施策について、平成 32 年度を目標年度とした数値目標や達成時期等を設定。
- 取組を進めるうえで全体的な状況を把握するための「参考指標」を設定。
- 目標値の水準等は、実績値および推計値、施策の効果、国の方針や計画等を踏まえて設定。

(2) 目標等

※具体的な数値目標の項目および目標値等は、素案段階で記載

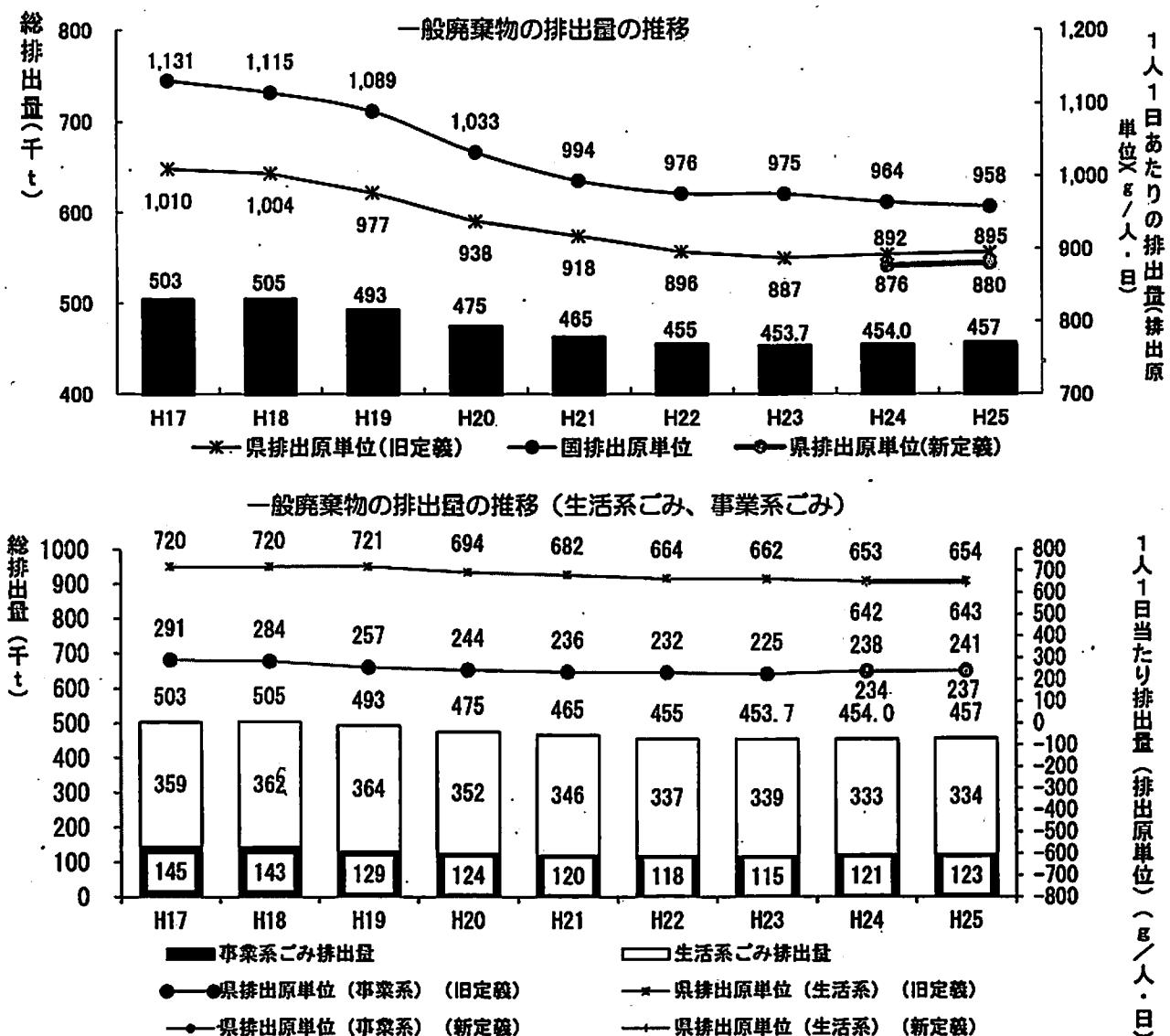
4. 施策の方向性

(1) 2R（リデュース・リユース）の推進

① 現状と課題

(一般廃棄物の排出量)

- 一般廃棄物の総排出量は減少が続いてきたが、近年やや増加。生活系ごみは、ほぼ横ばいであるが、事業系ごみが平成 23 年度以降やや増加。
- 第三次計画の目標値（910 g/人・日）は達成。ただし、目標値を上回る県内市町もあり。



(注) 平成 24 年度より人口に外国人人口を含むよう変更された (= 新定義)。第三次計画は、H23 策定のため旧定義で目標値を設定。
旧定義：外国人人口を含まない。新定義：外国人人口を含む。2

(容器包装の削減取組)

- 「レジ袋削減の取組に関する協定」締結事業者のうち無料配布中止実施事業者におけるマイバッグ持参率（レジ袋辞退率）は 89.6%（平成 27 年度末）となり、第三次計画の目標値（80%）は達成したが、食品関連売場以外での取組やレジ袋以外の容器包装削減の取組が課題。

(グリーン購入の推進)

- 本県のグリーン購入推進団体における会員企業等は 470 団体（平成 27 年 6 月現在）まで増加したが、近年横ばいで推移。グリーン購入の普及拡大に向けた取組が引き続き必要。

(食品ロス)

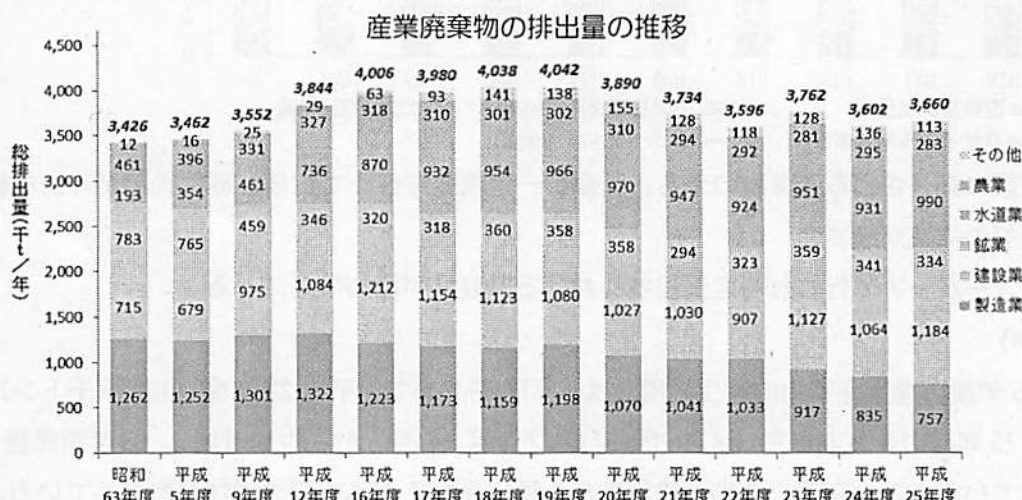
- 食品ロス（食べられるのに廃棄された食品）の平成 24 年度の発生量は、国全体で約 642 万トン（事業系約 331 万トン、家庭系約 312 万トン）と推計。国の第三次循環型社会形成推進基本計画でも、取り組むべき課題の一つに位置付け。

(リユース)

- リユースは、廃棄物発生量および最終処分量の抑制、不法投棄の防止、温室効果ガス排出抑制等にも寄与する取組でもあるが、リユースに特化した施策が十分進められていない。

(産業廃棄物の排出量)

- 産業廃棄物の総排出量は、景気動向に左右される面があるが、平成 25 年度は 3,660 千トンで、近年概ね横ばい。参考指標値（3,940 千トン）を下回っている。
- 業種別では、建設業が 32%、水道業（下水道業を含む）が 27%、製造業が 21%を占める。種類別では汚泥が 51%、がれき類が 27%を占める。
- これまでも事業者において発生抑制に向けた取組が進められてきたが、引き続き発生抑制が必要。



② 施策の方向性

分野	主な施策の方向性	
リデュースの推進 (一般廃棄物)	㊦	・ 容器包装の削減推進（レジ袋およびその他の容器包装削減）
	㊦	・ グリーン購入推進団体の支援およびグリーン購入の推進
	㊦	・ 食品ロスの削減推進（家庭向け普及啓発、事業者への働きかけ等）
	㊦	・ 事業系一般廃棄物の削減推進（市町による事業者指導・普及啓発等）
	㊦	・ リデュース推進に係る普及啓発
	㊦	・ 市町へのリデュース施策に係る情報提供等（県内市町や先進地の取組

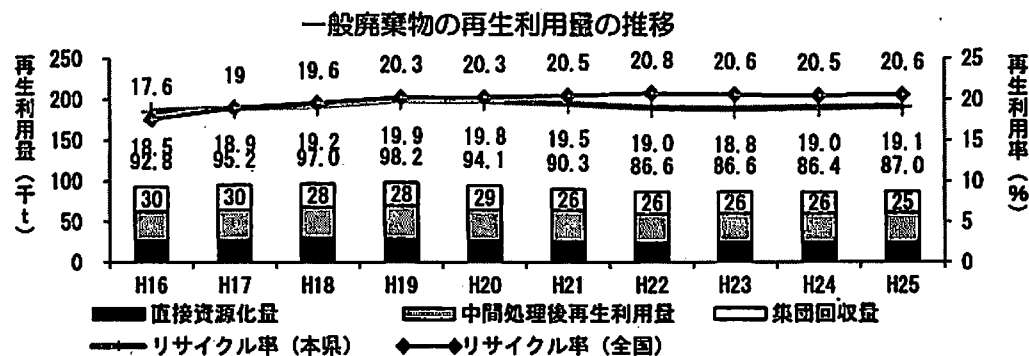
		の情報提供、ごみ処理有料化に係る助言・情報提供等)
リデュースの推進 (産業廃棄物)	㊦	・産業廃棄物発生抑制・資源化に係る研究開発および施設整備の促進 ・多量排出事業者による産業廃棄物処理計画の策定および同計画に基づく発生抑制等 ・排出事業者に対する普及啓発
リユースの推進	㊦ ㊧ ㊨	・リユース推進に係る普及啓発 ・リユース品の交換等の推進 ・市町へのリユース施策に係る情報提供等(県内市町や先進地の取組の情報提供)

(2) リサイクルの推進

① 現状と課題

(一般廃棄物)

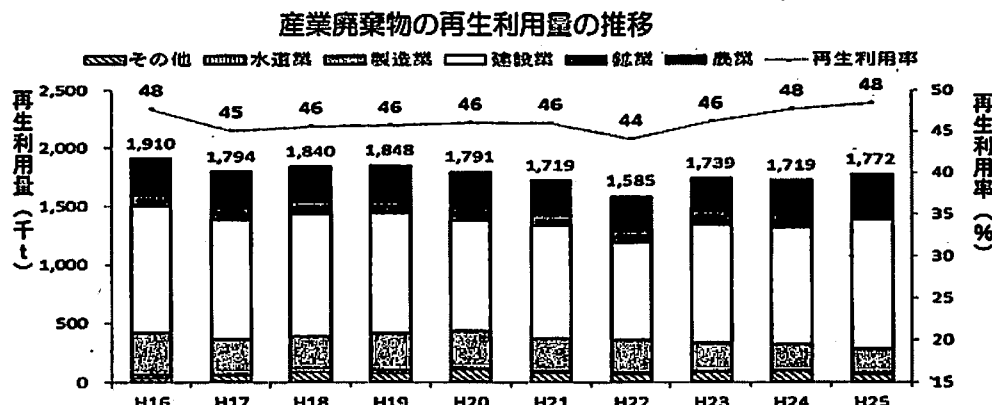
- 一般廃棄物の再生利用量は減少傾向であったが、平成 22 年度以降は横ばい。平成 25 年度の再生利用率は 19.1%で平成 19 年度 (19.9%) をピークに減少傾向。参考指標値 (25%) を下回っている。
- 容器の軽量化や集団回収量の減少、紙媒体の減少、店頭回収の増加等の影響を受けて減少傾向。



- 焼却施設に搬入される廃棄物のうち、紙類が一定程度を占めており、再生利用が可能な紙ごみ等の分別回収の推進が必要。
- 近年、スーパー等で行われる店頭回収における回収量が増加傾向にある。

(産業廃棄物)

- 平成 25 年度の産業廃棄物の再生利用量は 1,772 千トンで、平成 22 年度 (1,585 千トン) から増加。平成 25 年度の再生利用率は 48%で、平成 22 年度 (44%) からやや増加し、参考指標値 (46%) を上回っている。再生利用率の高い建設業から排出されるがれき類の増加が寄与している。
- 滋賀県リサイクル製品認定制度に基づく認定製品は 257 製品まで増加したが、利用拡大が課題。



(各種リサイクル法)

- 各種リサイクル法（容器包装、家電、建設、食品、自動車、小型家電）の施行によりリサイクルが進捗。
- 県内 16 市町が実施する小型家電リサイクル法に基づく取組のさらなる普及・定着化が課題。

② 施策の方向性

分野	主な施策の方向性
リサイクルの推進 (一般廃棄物)	㊦ ・紙ごみ等の資源ごみの分別回収の徹底 ㊦ ・多様な回収ルート確保（集団回収の実施、店頭回収の情報提供） ㊦ ・市町へのリサイクル施策に係る情報提供（県内市町や先進地の取組の情報提供等） ・リサイクル推進に係る普及啓発 ・（再掲）グリーン購入推進団体の支援およびグリーン購入拡大
リサイクルの推進 (産業廃棄物)	・リサイクルの推進に係る普及啓発（排出事業者および処理業者への啓発等） ㊦ ・滋賀県リサイクル認定製品の利用推進（県における率先利用、市町等における製品利用の働きかけ等） ・（再掲）産業廃棄物発生抑制・資源化に係る研究開発および施設整備の促進 ・（再掲）グリーン購入推進団体の支援およびグリーン購入拡大
各種リサイクル制度の 適正な運用	・各種リサイクル法の適正な運用（容器包装、家電、建設、食品、自動車、小型家電） ㊦ ・小型家電リサイクル制度に係る普及啓発

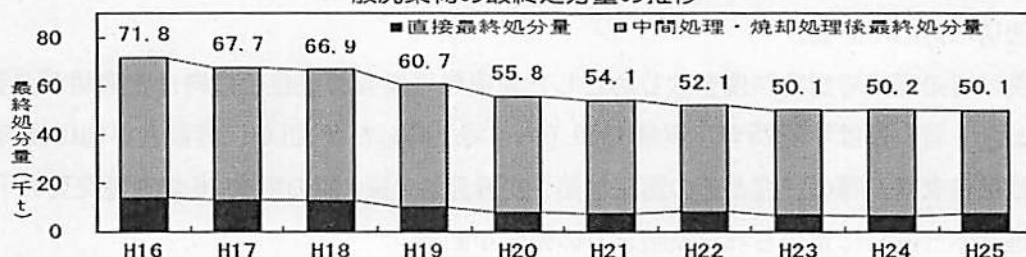
(3) 廃棄物の適正処理等の推進

① 現状と課題

(一般廃棄物の適正処理)

- 平成 25 年度の一般廃棄物の最終処分量は 50 千トン、1 人 1 日当たり最終処分量は 96g/人・日で、近年鈍化しているが、概ね減少傾向。平成 25 年度実績では目標値（95g/人・日）はわずかに未達成。直接埋立量または直接埋立率の高い市町がある。
- 最終処分量の約 5 割（約 27 千トン）を大阪湾広域臨海環境整備センターの最終処分場に搬入。

一般廃棄物の最終処分量の推移



- 稼働中の焼却施設は 11 施設あるが、稼働年数が長期にわたる施設や間欠運転炉、余熱未利用施設が多い。余熱利用率は 66%で全国平均 92%を大きく下回る。

○ 国は平成 25 年 5 月策定の「廃棄物処理施設整備計画」において、地球温暖化防止および省エネルギー、創エネルギーに配慮した施設整備や施設の災害対策を位置付け。施設整備に係る国の支援制度（循環型社会形成推進交付金）においても、エネルギー回収の高効率化等に措置。

○ 平成 11 年 3 月策定の「滋賀県一般廃棄物処理広域化計画」により、大津・志賀、甲賀、湖北、湖西の各地域で施設の集約化が進み、今後、湖東地域で広域化施設が検討中。

（生活排水の適正処理）

○ 「滋賀県污水处理施設整備構想 2010」に基づき、下水道・浄化槽の施設整備が進み、污水处理人口普及率は 98.2%（全国第 3 位）。水洗化率は 94.9%（全国平均 93.5%）。人口減少・財政状況の悪化などを踏まえた污水处理施設整備のあり方や維持管理の検討が必要。

○ 下水道等の進展に伴い、し尿処理施設での処理量が減少しているが引き続き適正な運用が必要。

（災害廃棄物処理体制の構築）

○ 災害時における廃棄物処理を円滑に行うため「災害廃棄物広域処理調整マニュアル」等を策定した他、県と廃棄物を処理する事業者団体による災害廃棄物の処理等に関する協定を締結済み。今後、県・市町、一部事務組合の相互支援に係る協定締結を予定。

今後、国が平成 26 年 3 月に策定した「災害廃棄物対策指針」や平成 27 年 8 月の廃棄物処理法の改正を踏まえ、災害廃棄物処理体制の充実強化が必要。

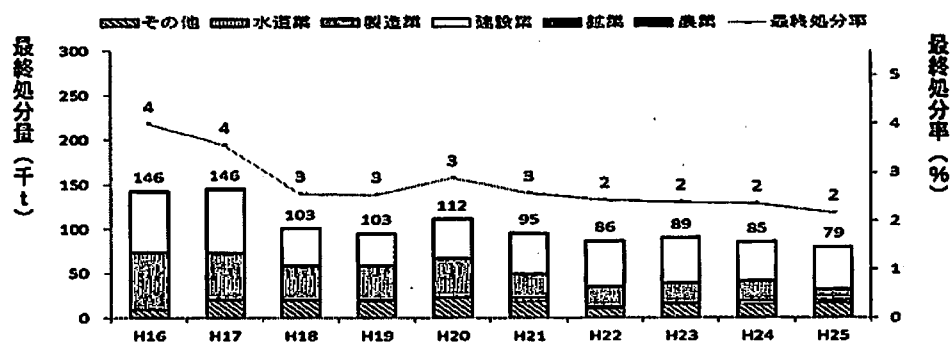
○ 都道府県域を越える広域的対応を要する巨大災害への備えとして、国が主催する協議会に参画し、関係府県等とともに災害廃棄物に係る対策スキームの検討が必要。

（産業廃棄物の適正処理）

○ 平成 25 年度の産業廃棄物最終処分量は 79 千トンで、平成 20 年度（112 千トン）から減少。目標値（100 千トン）を達成。平成 25 年度の最終処分率は 2%で、平成 20 年度（3%）から減少。

○ 最終処分量約 79 千 t の約 4 割（約 32 千トン）がクリーンセンター滋賀に搬入。

産業廃棄物の最終処分量の推移



○ 廃棄物の適正処理においては、排出者責任が重要であることから、排出事業者による廃棄物処理法等に基づく適切な対応が必要。

○ 引き続き優良産廃処理業者認定制度をはじめとした産廃処理業者の優良化に向けた取組が必要。

○ 電子マニフェスト普及率は平成 25 年度実績で 39.6%まで上昇したが、近年上昇割合が鈍化傾向。

○ PCB 廃棄物は保有状況等の把握とその適正な処分が課題。今後、国の平成 26 年 6 月変更の「PCB 廃棄物処理基本計画」に定められた期限までの処分が必要。

○ 石綿含有産業廃棄物等は国の「石綿含有廃棄物等処理マニュアル」等に基づき処理されているが、今後も引き続き適正な処理が必要。

- 県内唯一の管理型産業廃棄物処分場であるクリーンセンター滋賀は経常収支が黒字に転じ、債務超過が解消。一方、近年の搬入量の大幅増により、処分場の残余容量が急速に減少。
- 県外産業廃棄物の県内搬入に係る事前協議制度については、廃棄物処理法の強化によりその必要性が低下していることに加え、本県は大阪湾広域臨海環境整備センターの最終処分場への廃棄物搬出県であることから、導入には慎重な対応が必要。

(廃棄物処理の監視指導等)

- 廃棄物が適正に処理されない場合、県民の生活環境に重大な影響を及ぼすことから、これまでから処理施設設置等を行う事業者への事前協議の義務付けや産業廃棄物処理施設および一般廃棄物処理施設への立入検査等の監視指導を実施。
- 不適正な土砂等による埋立てに関しては、一部地域を除き問題事案は生じていないものの、廃棄物処理法および土壌汚染対策法の適正な運用や土砂条例実施自治体との連携が必要。

(不法投棄対策)

- 産業廃棄物の不法投棄等は、監視パトロール等により減少したが、後を絶たない状況。不法投棄等を許さない環境づくりや、関係機関と連携した監視指導の徹底が必要。
- 廃家電の不法投棄も減少傾向にはあるが、依然として多い。

(旧 R D 最終処分場問題への対応)

- 有害廃棄物の埋設状況や浸透水・地下水の汚染状況等について詳細な調査を行うとともに、地元の同意を得て平成 24 年度から平成 32 年度までの計画で、抜本的な対策工事を進めているところ。

(散在性ごみ対策)

- 散在性ごみの量は平成 14 年度と比較して約 7 割減となったが、平成 19 年度以降はほぼ横ばい。

② 施策の方向性

分野	主な施策の方向性	
一般廃棄物の適正処理		・最終処分量の抑制（発生抑制・再生利用可能なものの分別等の徹底） ・一般廃棄物処理施設の整備推進（地球温暖化防止および省エネ、創エネに配慮した施設整備や施設の災害対策等、一般廃棄物処理施設の広域化に係る助言等） ・最終処分場の確保（大阪湾広域臨海環境整備センター）
生活排水の適正処理		・污水处理施設整備構想に基づく污水处理施設の整備 ・し尿処理施設の適正な運用（助言・情報交換等）
災害廃棄物処理体制の構築	① ② ③	・災害廃棄物処理体制の充実強化（事業者団体と自治体間や自治体同士の連携協力の推進、県災害廃棄物処理計画の策定・運用、市町が災害廃棄物処理計画を策定する場合における助言・情報提供等） ・非常災害発生時における産業廃棄物処理施設の処理能力の実態把握および市町との情報共有 ・県域を越える非常災害発生時における災害廃棄物処理に係る連携協力の推進（地域ブロック協議会への参画）
産業廃棄物の適正処理		・最終処分量の抑制（発生抑制・再生利用可能なものの分別等の徹

	底) - 排出事業者に対する指導・普及啓発 - 処理業者の優良化の推進 - 電子マニフェストの普及拡大 - PCB廃棄物の確実な期限内処理の実施 - 石綿含有廃棄物等の適正処理 - 公共関与による最終処分場の確保（クリーンセンター滋賀、大阪湾広域臨海環境整備センター）
廃棄物処理の監視指導	- 産業廃棄物処理施設および一般廃棄物処理施設への立入検査など適切な監視指導の徹底 - 一般廃棄物処理施設の適正管理に係る関係市町等との情報交換
不法投棄対策	- 効果的な監視取締活動や関係機関との連携強化による未然防止対策等の推進 - 不法投棄事案発生時の迅速かつ適正な対応 - 不法投棄等をさせない地域づくりの推進 - 廃家電の不法投棄対策
旧RＤ最終処分場問題対応	旧RＤ最終処分場に係る対策工事等の実施
散在性ごみ対策	- 環境美化運動の実施 - 淡海エコフォスター制度等の地域主体の環境保全活動の推進 - 環境美化監視員による啓発・巡回活動

（４）その他の計画推進に係る取組

① 現状と課題

- 県庁としての環境負荷低減のための率先行動として、「環境マネジメントシステム」を運営する他、県庁率先行動計画（グリーン・オフィス滋賀）に基づき省エネルギー、省資源等の取組を推進。
- 本県の公共施設等（県有建築物およびインフラ施設）は、老朽化が進行し、長寿命化対策をはじめとする施設の老朽化対策が急務。
- 「滋賀県産業振興ビジョン」のもとで産業と環境が両立した「持続可能な社会」の実現につながる環境関連産業の振興を推進。
- バイオマスは、発電、堆肥等の製品、燃料製造、熱等のエネルギーとして幅広い可能性が見込まれ、利活用が進められている。
- 平成23年3月策定の「滋賀県環境学習推進計画(第2次)」により、持続可能な社会の実現に向けて主体的に行動できる人育てのための取組が展開。

② 施策の方向性

分野	主な施策の方向性
率先行動	- 環境マネジメントシステムの運用 - 県庁率先行動計画（グリーン・オフィス滋賀）の運用 - 県の公共施設等の長寿命化対策の推進

環境関連産業の振興		・環境関連産業の振興
バイオマスの利活用		・バイオマス利活用の推進
普及啓発		・滋賀県環境学習推進計画の推進

5. 計画推進のために

- 県民、団体、事業者、地域、行政等の多様な主体が、本計画の基本的な考え方や目標のもとでそれぞれの役割と責任を認識して取組を推進。
- 庁内関係部局で構成する「湖国環境保全推進会議」を推進母体とし、琵琶湖環境部循環社会推進課において連絡調整を行いながら推進。
- 一般廃棄物処理に関しては、市町、一部事務組合および県で構成する「滋賀県廃棄物適正管理協議会」において、情報交換や連携を図ることにより、計画を推進。
産業廃棄物処理に関しては、産業廃棄物行政を所管する大津市と情報交換や連携を図る。

6. 進行管理

- 計画の目標や取組状況を毎年度把握し、達成状況の検証・公表など「計画の見える化」を進める。
- 検証結果を踏まえて、施策の見直しを行いながら、計画の目標の実現を目指す。